

2012年3月2日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—人的資源・社会保障部公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第213号)

人的資源・社会保障部、 外国人就労者の社会保険加入に係る規定を公布 ～一部地域で徴収が開始されるも、対応は地域によりばらつきが～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

人的資源・社会保障部は2011年12月2日付で、『わが国の国内において就業する外国人の社会保険加入業務を遂行することに関する問題についての通達』(人社庁発[2011]113号、以下、『113号通達』という)を公布しました。『113号通達』は、各地の社会保障関連部門に対して、外国人就労者の社会保険加入義務付けを厳格に執行する旨、規定したものです。ただし外国人就労者の社会保険加入については、地域によって対応状況が異なるため留意が必要です。

人的資源・社会保障部は2011年9月6日付で、『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』(人的資源・社会保障部令第16号、以下、『暫定弁法』という)を公布。『暫定弁法』第3条では①中国企業に雇用された外国人就労者、および②外国企業から中国現地法人などに派遣されている外国人就労者に対して社会保険への加入を要求するとし、外国人就労者も社会保険加入の対象に加える旨、明確化を図りました¹。

この度公布された『113号通達』では、『暫定弁法』の施行日である2011年10月15日以前から中国国内で就労している外国人に対し、2011年10月15日に遡及して社会保険を納付するように義務付けたほか、2012年1月以降に社会保険加入を行った場合は、2011年10月15日まで遡及して滞納金を徴収すると規定²。外国人の社会保険加入の適用につき、管理を強化する旨、明確にしています(『113号通達』のポイントについては次ページの図表1参照)。

しかし社会保険の納付基準や具体的な加入手続などは、地方政府が独自の細則を規定することになっており、その対応状況には大きなばらつきがあります。北京市や山東省青島市、四川省成都市などは、『暫定弁法』が公布された後、外国人就労者の社会保険加入に係る細則を公布した一方、上海市などはまだ具体策を公表しておらず、現段階ではまだ様子見状態。また大連市では昨年8月に外国人就労者の社会保険加入を明確化する通達を公布したものの、昨年12月にはその方針を撤回し、外国人就労者に対する社会保険加入の適用を暫時、見合わせています。

¹ 『暫定弁法』につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第190号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.190.pdf

² 社会保険料の滞納金については『社会保険法』第86条において、「雇用単位が期限および金額通りに社会保険料を納付しない場合、社会保険料徴収機構が期間を設けて納付または追納するように命じ、かつ未納の日から1日あたり1万分の5の滞納金を追徴する。期限を徒過してなお納付しない場合、関連行政部門が未納金額の相当金額以上3倍以下の罰金を科する」と規定している。

【図表1】『113号通達』のポイント

- 2011年10月15日までに中国国内で就労しており、社会保険加入条件を満たす外国人は、2011年10月15日から保険に加入し、保険料を納付すること。
- 2011年10月15日から12月31日までに社会保険加入・保険料納付に係る手続を行った場合、滞納金の徴収は免除。
- 2012年1月1日以降に社会保険加入・保険料納付に係る手続を行った場合、2011年10月15日から滞納金を徴収。
- 2011年10月15日以降に中国国内で就労した場合、就労を開始した月から保険に加入し、保険料を納付すること。

こうした状況下、人的資源・社会保障部から『113号通達』が公布され、管理強化が図られたことに伴い、一部地域では、外国人就労者に対して社会保険加入を義務付ける通達を公布する地域も出てきています。江蘇省の蘇州市・無錫市では今年に入り、関連規定を相次いで公布。うち蘇州市では、2011年1月18日付で通達を公布し、外国人就労者に対して2月末までに社会保険加入に係る手続を行うように要求し、また『13号通達』に基づき、2011年10月15日まで遡及して社会保険料を納付するように義務付けています(各地の主な政策動向については、図表2参照)。

【図表2】 外国人就労者の社会保険加入に係る各地域の主な政策動向(2012年2月現在)

北京	✓ 2011年10月11日付で『本市で就業する外国人の社会保険加入に関する業務オペレーションの問題についての通達』(京社保発[2011]55号)を公布。 <u>2011年10月15日</u> より実施。
大連	✓ 2011年9月より、外国人就労者に対する社会保険加入について明確に規定し、さらに企業納付基数の上限を撤廃する規定を公布したものの、同年12月には外国人就労者に対する社会保険加入の適用を暫時、見合わせると発表。
青島	✓ 2011年11月4日付で『外国人の社会保険加入に関する取扱規程を印刷・配布することについての通達』(青労除[2011]15号)を公布。 <u>2011年10月15日</u> より実施。
成都	✓ 2011年10月19日付で『本市で就業する外国人および香港・マカオ・台湾居住者の社会保険加入に関する業務オペレーションの問題についての通達』(成社弁[2011]60号)を公布。 <u>2011年10月15日</u> より実施。
蘇州	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2012年1月18日付で『わが市で就業する外国人の社会保険加入業務を遂行することに関する通達』(蘇人保規[2012]1号)を公布、即日施行。 ✓ 2011年10月15日までに中国国内で就労しており、社会保険加入条件を満たす外国人は、<u>2011年10月15日</u>から保険に加入し、保険料を納付すること。 ✓ <u>2012年2月末</u>までに社会保険加入・保険料納付に係る手続を行った場合、実際に申告する給与(納付基数の上下範囲内)に基づき社会保険料が追納可能。 ✓ <u>2012年3月1日以降</u>に社会保険に加入していない場合、関連規定に基づき各種社会保険料を追納する必要あり。
無錫	✓ 2012年2月16日付で『市区で就業する外国人の社会保険加入の関連業務オペレーションに関する問題についての通達』(錫社保発[2012]4号)を公布、即日施行。

(各地の規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

このような動きに伴い、上述に挙げた以外の地域においても外国人就労者に対して社会保険の加入を促す可能性が高まっているため、今後も社会保険に関する政策動向に対して、引き続き細心の注意を払う必要があります。

また、各地域の政策動向とともに注目を集めているのが、日本－中国間における社会保障協定の締結です。社会保障協定は海外就労者の公的年金の二重払いや掛け捨てを防止するための2国間の協定のこと。例えば日本の会社員が社会保障協定の協定国に派遣されて就労する場合、関連当局での手続を経た上で、所定の期間内であれば協定相手国の社会保険加入が免除され、日本の年金保険を納めるだけで済むなど、企業や個人の負担軽減が図られています(詳細は次ページの図表3、4参照)。

しかし日本-中国間の社会保障協定は現在、政府間交渉実施中(2011年12月時点)とされています。このため、日中間において社会保障協定が締結されるまでの間、社会保険の二重加入や掛け捨てといった問題が発生するのではないかと懸念が高まっています。

【図表3】 日本人が社会保障協定の協定相手国で就労する場合に加入する社会保障制度(例)

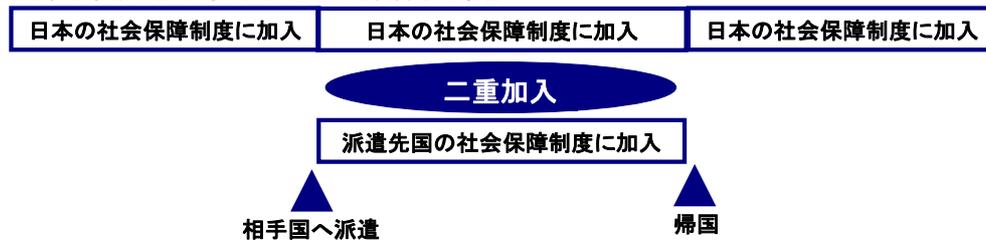
就労状況／派遣期間	加入する社会保険制度	
日本の事業所からの派遣	5年以内と見込まれる一時派遣	日本の社会保険制度
	上記派遣者の派遣期間が予測できない事情により5年を超える場合	原則、協定相手国の社会保険制度、両国の合意が得られた場合には、日本の社会保険制度
	5年を超えると見込まれる長期派遣	協定相手国の社会保険制度
協定相手国での現地採用	協定相手国の社会保険制度	

【日本年金機構HPIに基づき、中国アドバイザー一部作成】

【図表4】 社会保障協定に基づく社会保険の二重加入防止措置(例)

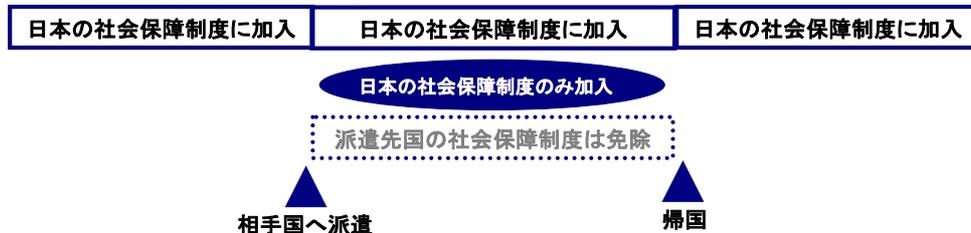
【社会保障協定発効前】

(日本の事業所から海外に派遣されて就労する場合)

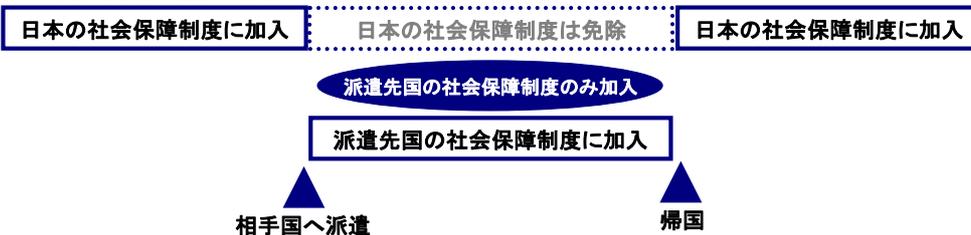


【社会保障協定発効後】

(5年以内と見込まれる一時派遣の場合)



(5年を超えると見込まれる長期派遣の場合)



【日本年金機構HPIに基づき、中国アドバイザー一部作成】

このほか、日本が締結している社会保障協定では、協定相手国によって二重防止の対象となる社会保険の種類に大きな相違があるほか、日本の事業所から社会保障協定を締結している国に派遣されて就労する場合、日本の年金制度の加入を条件として、原則、5年間は相手国の社会保険加入が免除されますが、赴任が5年経過した後、

協定適用の延長が可能な期間についても、協定相手国によって異なります(詳細は次ページの図表5参照)。

一方、現在、中国と社会保障協定を締結済みの国は、ドイツと韓国のみ。ドイツからの就労者の場合、中国の基本養老保険および失業保険が、韓国からの就労者の場合、基本養老保険が加入免除であるとされています。『暫定弁法』では、そうした中国における社会保障協定の取扱につき、社会保障協定が締結・発効済みの場合は、その社会保障協定に基づいた措置がとられるとしています。この度公布された『113号通達』では、社会保障協定の協定国の外国人就労者が協定に基づく社会保険加入免除を申請する場合、就業証明書を取得してから3ヵ月以内に関連手続を行うように要求。さらに社会保障協定に定める保険種類以外の社会保険などについては、外国人就労者に対して社会保険料の納付を義務付ける旨、明記しており、具体化が図られています。

このため、将来的に日本-中国間において社会保障協定が締結された場合においても、加入二重防止の対象となる保険種類やその免除期間、加入免除の延長可否といった事項など、今後、具体化が期待される事項が多くなっているため、留意が必要です。

『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』

第9条 中国と社会保険の二国間または多国間の協定を締結している国の国籍を有する人員が中国国内で就業する場合、当該人員が社会保険に加入する規則は協議の規定に基づき取り扱う。外国人が中国国内で就業する場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する。

『わが国の国内において就業する外国人の社会保険加入業務を遂行することに関する問題についての通達』

2. わが国と社会保険料納付に係る2国間または多国間協議(または協定、以下「協議」という)を締結している国の国籍を有している就業人員は、当該人員が法に基づきわが国の国内で就業証明書を取得してから3ヵ月以内に協議国が発行する社会保険加入証明を提出する場合、協議の規定に基づき、それが定める保険種類の所定期間内における保険料納付義務を免除しなければならない。法に基づきわが国の国内で就業証明書を取得してから3ヵ月以降に協議国が発行する社会保険加入証明を提出することができない場合、規定に基づき社会保険料を徴収し、かつ相応する滞納金を収受しなければならない。協議外の保険種類および協議に定める保険種類が所定期間を超える場合、当該人員に対して規定に基づき社会保険料を納付するように要求しなければならない。

人的資源・社会保障部は今年1月に開いた記者会見において³、外国人就労者の社会保険加入に係る問題につき、「『社会保険法』に基づいたものであり、また国際的な慣行に従ったものである」との見解を示し、また社会保険の二重払いなどを防ぐため、現在、積極的に一部の国との間で社会保障協定の締結に向け、交渉を実施していると説明。さらに沿海部の9省・自治区・直轄市において『暫定弁法』の実施状況について調査した結果、外国人の保険加入業務は「現在、秩序を持って進められている」とし、北京市では2011年末までに約7,800人の外国人就労者が北京市の各種社会保険に加入したと言及しました。

記者会見における報道官の発言からも、現在、中国各地において、外国人就労者に対する社会保険料の徴収が順次、進められていることが分かります。こうした状況下、現在、外国人就労者の社会保険加入が義務付けられていない地域においても、新たな施策が出される可能性があるため、今後も引き続き関係当局の政策動向にあわせた対応をとる必要性がますます高まっているのではないのでしょうか。

³ 人的資源・社会保障部2011年第4四半期記者会見：http://www.china.com.cn/zhibo/2012-01/20/content_24428954.htm

【図表5】日本の社会保障協定の締結状況

締結国	発効年／ 進捗状況	二重防止の対象となる社会保障制度		相手国免除期間 (延長可能期間)	次回以降の派遣に 必要な空白期間	期間 通算
		日本	相手国			
ドイツ	2000年2月	・公的年金制度	・公的年金制度	原則5年(最長3年)	—	○
イギリス	2001年2月			原則5年(最長3年)	—	—
韓国	2005年4月			原則5年(最長3年)	—	—
アメリカ	2005年10月	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	・社会保障制度 ・公的医療保険制度 ・公的年金制度 ・公的医療保険制度 ・公的労災保険制度 ・公的雇用保険制度	原則5年(最長3年、場 合によっては最長4年)	—	○
ベルギー	2007年1月			原則5年(最長2年)	—	○
フランス	2007年6月			原則5年(最長1年)	1年以上の空白が必要	○
カナダ	2008年3月	・公的年金制度	・公的年金制度(ケベック州年金制度を除く) ・退職年金保障制度	原則5年(最長3年)	—	○
オーストラリア	2009年1月			原則5年(未規定)	—	○
オランダ	2009年3月	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	・公的年金制度 ・公的医療保険制度 ・雇用保険制度	原則5年(未規定)	1年以上の空白が必要	○
チェコ	2009年6月			原則5年(最長3年)	—	○
スペイン	2010年12月	・公的年金制度	・公的年金制度	原則5年(最長3年)	—	○
アイルランド	2010年12月			原則5年(最長3年)	—	○
ブラジル	2012年3月	・公的年金制度	・公的年金制度	原則5年(最長3年)	1年以上の空白が必要	○
スイス	2012年3月	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	原則5年(最長1年)	—	○
イタリア	2009年2月署名、準備中					
ハンガリー	2010年10月 第3回政府間交渉実施					
ルクセンブルク	2011年2月 第2回政府間交渉実施					
インド	2012年2月 第3回政府間交渉実施					
スウェーデン	2011年10月 第1回政府間交渉実施					
中国	2011年12月 第2回政府間交渉実施					
オーストリア	2011年3月 第2回当局間協議実施					
スロバキア	2011年11月 第3回当局間協議実施					
フィリピン	2011年6月 第2回作業部会実施					

(2012年3月1日現在)
(厚生労働省HP、日本年金機構HPIに基づき、中国アドバイザー一部作成)

『暫定弁法』および『113号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および13ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

中華人民共和国人的資源・社会保障部令
第16号

『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』はすでに人的資源・社会保障部第67次部門会において審議のうえ採択され、かつ国务院の承認を受けたため、ここに公布し、2011年10月15日より施行する。

部長 尹蔚民

2011年9月6日

『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』

第1条 中国国内で就業する外国人による法に基づいた社会保険の加入および社会保険待遇の享受に係る合法的權益を保護し、社会保険管理を強化するため、『中華人民共和国社会保険法』（以下、『社会保険法』という）に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中国国内で就業する外国人とは、法に基づき『外国人就業証』、『外国専門家証』、『外国常駐記者証』等の就業証明書および外国人居留証明書を取得し、ならびに『外国人永久居留証』を保有し、中国国内において合法的に就業する非中国国籍の人員のことを指す。

第3条 中国国内で法に基づき登録または登記した企業、事業単位、社会团体、民営非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所等の組織（以下、雇用単位という）が法に基づき雇用する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、雇用単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

国外雇用主と雇用契約を締結した後、中国国内で登録または登記された分支機構、代表機関（以下、「国内業務単位」という）に派遣されて勤務する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、国内業務単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

第4条 雇用単位が外国人を雇用する場合、就業証明書に係る手続を行ってから30日以内に当該人員のために社会保険登記手続を行わなければならない。

国外雇用主から国内業務単位に派遣されて勤務する外国人は、国内業務単位が前項の規定に基づき当該人員のために社会保険登記に係る手続を行わなければならない。

法に基づき外国人就業証明書に係る手続を行った機関は、遅滞なく外国人の中国での就業に係る情報を所在地の社会保険取扱機関に報告しなければならない。社会保険取扱機関は定期的に関連機関に対して外国人による就業証明書に係る手続の状況について照会しなければならない。

第5条 社会保険に加入する外国人は、条件を満たす場合、法に基づき社会保険待遇を享受する。

中国が規定する養老金受給年齢に達する前に出国する場合、その社会保険個人口座を留保し、再度中国で就業する場合、納付年限を累積して計算することができる。本人による社会保険関係の終了に関する書面申請を経た場合、社会保険取扱機関はその社会保険個人口座の貯蓄額を一括して本人に支給することもできる。

第6条 外国人が死亡した場合、その社会保険個人口座残高は法に基づき相続することができる。

第7条 中国国外で月ごとに社会保険待遇を享受する外国人は、少なくとも毎年一度、その待遇を支払う社会保険取扱機関に対して中国駐外大使館・領事館が発行する生存証明書、または居住国の関連機関による公証・認証を受け、かつ中国駐外大使館・領事館の認証を経た生存証明書を提出しなければならない。

外国人が合法的に入国した場合、社会保険取扱機関において自らその生存状況について証明することができ、前項に定める生存証明書を提出する必要はない。

第8条 法に基づき社会保険に加入する外国人と雇用単位または国内業務単位との間に社会保険による紛争が発生した場合、法に基づき調停・仲裁・訴訟の提起に係る申請を行うことができる。雇用単位または国内業務単位が当該人員の社会保険権益を侵害した場合、外国人は社会保険行政部門または社会保険費用徴収機関に対して法に基づいた処理を要求することもできる。

第9条 中国と社会保険の二国間または多国間の協定を締結している国の国籍を有する人員が中国国内で就業する場合、当該人員が社会保険に加入する規則は協議の規定に基づき取り扱う。

第10条 社会保険取扱機関は『外国人社会保障番号編成規則』に基づき、外国人のために社会保障番号を確立し、かつ中華人民共和国社会保障カードを支給しなければならない。

第11条 社会保険行政部門は『社会保険法』の規定に基づき、外国人の社会保険加入に係る状況に対して監督・検査を実施しなければならない。雇用単位もしくは国内業務単位が、法に基づかず、雇用した外国人のために社会保険登記に係る手続を行わなかった場合、または法に基づかず、当該人員のために社会保険費を納付しなかった場合、『社会保険法』、『労働保障監察条例』等の法律、行政法規および関連規則に基づき処理する。

雇用単位が、法に基づいた就業証明書に係る手続を行っていない、または『外国人永久居留証』を保有していない外国人を雇用した場合、『外国人の中国における就業管理規定』に基づき処理する。

第12条 本弁法は2011年10月15日より施行する。

添付資料1 : 外国人社会保障番号編成規則(略)

人的資源・社会保障部
人社庁発[2011]113号

『わが国の国内において就業する外国人の社会保険加入業務を
遂行することに関する問題についての通達』

各省・自治区・直轄市人的資源・社会保障庁(局)、新疆生産建設兵団労働保障局:

『中華人民共和国社会保険法』および『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』(人的資源・社会保障部令第16号、以下、『暫定弁法』という)の規定に基づき、ここに中国国内で就業する外国人の社会保険加入業務を遂行することに係る事項について以下のように通知する。

1. 法に基づき規定に合致する外国人を社会保険加入範囲に組み入れ

各地は、社会保険法および『暫定弁法』を厳格に執行し、2011年12月31日までに条件に合致する外国人を社会保険のカバー範囲に組み入れ、雇用単位および外国人に対して、現行の法律・法規に基づき保険に加入し、かつ期限通りに満額の社会保険料を納付するように督促しなければならない。2011年10月15日までに中国国内において就業し、かつ社会保険加入条件に合致する外国人は、統一して2011年10月15日から保険に加入し、保険料を納付する。2011年10月15日から12月31日までに社会保険加入・保険料納付に係る手続を行った場合、その滞納金の収受を免除する。2012年1月1日以降に社会保険加入・保険料納付に係る手続を行った場合、2011年10月15日から滞納金を収受する。2011年10月15日以降、中国国内で就業している場合、中国国内で就業を開始した月から保険に加入し、保険料を納付する。雇用単位が外国人の保険料納付基数を申告する場合、統一して人民元の形式により申告する。各地は関連する政策の規定に基づき、社会保険料の徴収および個人権益の記録等に係る業務を遂行しなければならない。

2. 外国人の社会保険登記手続プロセスの改善

各地は、社会保険の登記手続プロセスを改善し、雇用単位が雇用する外国人のために社会保険加入登記手続を行う便宜を図らなければならない。中国駐在代表機構、外国常駐報道機構、外国企業常駐代表機構等の単位が社会保険登記手続を行う場合、当該単位に対して、中国主管部門が発行する設立承認文書および中国品質技術監督部門が発行する組織機構コード証書等の証明文書を提出するように要求しなければならない。

初めて社会保険に加入する外国人に対しては、雇用単位に対して、当該本人の有効なパスポート、『外国人就業証』または『外国専門家証』、『外国常駐記者証』等の就業証明書(中国の永久居留資格を取得している人員は、本人の『外国人永久居留証』を提出すること)、ならびに労働契約または派遣契約等の証明資料を提出し、

雇用単位の社会保険加入所在地の社会保険機構において社会保険登記手続を行うように要求しなければならない。審査を通過した場合、社会保険機構は『外国人社会保険コード編制規則』に基づき、当該外国人のために社会保険コードを確立し、社会保険カードを発給する。

わが国と社会保険料納付に係る2国間または多国間協議(または協定、以下「協議」という)を締結している国の国籍を有している就業人員は、当該人員が法に基づきわが国の国内で就業証明書を取得してから3ヵ月以内に協議国が発行する社会保険加入証明を提出する場合、協議の規定に基づき、それが定める保険種類の所定期間内における保険料納付義務を免除しなければならない。法に基づきわが国の国内で就業証明書を取得してから3ヵ月以降に協議国が発行する社会保険加入証明を提出することができない場合、規定に基づき社会保険料を徴収し、かつ相応する滞納金を収受しなければならない。協議外の保険種類および協議に定める保険種類が所定期間を超える場合、当該人員に対して規定に基づき社会保険料を納付するように要求しなければならない。

3. 外国人の社会保険加入に係る関連政策の明確化

わが国で就業する外国人が養老保険待遇を受給する年齢は、原則として、現行の定年退職の年齢政策に関する規定に基づき執行する。

外国人に係るわが国の国内で発生する出生育児保険費用は、出生育児保険基金がこれを支払い、具体的な弁法は各省、自治区、直轄市が確定する。

4. 管理サービス業務の最適化および改善

各地は、外国人の社会保険加入に係る特徴および具体的な状況に対して、業務取扱規程および管理弁法の調整および最適化を行い、管理サービス方式の改善を行わなければならない。外国人の就業が比較的多い地区は、外国語版の政策規定、手続ガイドライン等の資料を印刷・作成し、雇用単位および外国人の社会保険加入および待遇査定等に係る手続の便宜を図り、併せて中国語・英語対照の社会保険権益記録を提供することができる。条件的に可能な地区は、外国人の社会保険加入者のために外国語のコンサルティングサービスを提供することができる。統一して関連する使用表を調整し(関連表の調整指標は添付文書を参照のこと)、遅滞なく社会保険データベースを改善し、速やかに社会保険業務管理システムにおける外国人の社会保険加入に係る業務手続を実現しなければならない。基礎情報データの集録および維持を強化し、社会保険加入人員に係る情報の正確性および安全性を保障する。社会保険カードの発給進度を加速させ、外国人の社会保険加入・保険料納付および情報検索の便宜を図る。外国人の社会保険加入データに係る定期的な上級報告システムを確立し、検索・分析システムを支援する。

社会保険機構は所在地の就業部門との業務連絡を強化し、就業および社会保険情報の情報交換・共有シ

システムを構築し、情報ネットワークを通して直ちに外国人の就業情報を取得し、外国人を雇用する雇用単位および外国人に対して社会保険加入手続を行うように督促するために、基礎情報を提供しなければならない。同時に、外国専門家局および公安、文化、民政等の部門と連携システムを構築し、部門間の情報共有システムを実現し、遅滞なく外国人の入国、出国および国内での就業等に係る状況を把握しなければならない。

部級の外国人社会保険加入情報検索システムを構築し、各地の社会保険機構が、人的資源・社会保障業務専用ネットワークを通して外国人の『外国人就業証』、『外国専門家証』ならびに他国が提供する、当該国が中国で就業する人員のために発行する社会保険加入証明および外国人の中国における社会保険加入・社会保障コード等の情報を検索することができるようにする。

外国人の社会保険加入データの上級報告および情報検索に係る具体的な内容およびシステムプランは、別途、制定する。

5. 業務配置管理および監督検査の強化

各地は外国人の社会保険加入業務に係る業務配置管理制度を構築し、所定の期日に基づき統一して外国人の社会保険加入業務の進展状況を上級に報告しなければならない。当部は定期的に通告を行う。外国人を雇用している雇用単位における社会保険加入・保険料納付状況に対する監督検査を強化し、経常的な検査業務システムを構築し、外国人の就業が相対的に集中している企業に対して重点的な検査を実施しなければならない。社会保険加入を拒否する場合、法に基づき処理し、社会保険法の真の実現を確保しなければならない。

わが国の国内で就業する外国人の社会保険加入業務を遂行することは、わが国における法律実施の権威性および厳肅性に関わることである。各級の人的資源・社会保障部門は政治および大局的な見地から高度に重視し、貫徹・実現に向け、真剣に実施しなければならない。インターネットおよびメディアにおける世論状況を遅滞なく収集し、かつ重視し、正確な世論の方向性を堅持し、テレビ、インターネット等のメディアを通して、多種の形式を運用し、外国人の社会保険加入に係る政策要点の宣伝を強化し、社会保険加入・保険料納付、待遇査定等の取扱プロセスを公開しなければならない。条件的に可能な地区は、外国人の就業が相対的に多い企業に赴き、政策の解説を行い、個別に政策を届け、社会保険に加入する単位および外国人が遅滞なく、正確に関連する政策内容を理解し、法に基づき社会保険加入・保険料納付義務を履行できるようにしなければならない。すでに外国人の社会保険加入を実施している地区は、社会保険法および『暫定弁法』の規定に基づき、関連政策を調整し、政策および取扱管理の接続業務を遂行しなければならない。業務中に発見した問題については、遅滞なく人的資源・社会保障部に報告しなければならない。

添付文書 : 中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る社会保険関連使用表および調整指標(略)

人的資源・社会保障部

2011年12月2日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

中华人民共和国人力资源和社会保障部令

第 16 号

《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》已经人力资源和社会保障部第 67 次部务会审议通过，并经国务院同意，现予公布，自 2011 年 10 月 15 日起施行。

部长 尹蔚民

二〇一一年九月六日

《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》

第一条 为了维护在中国境内就业的外国人依法参加社会保险和享受社会保险待遇的合法权益，加强社会保险管理，根据《中华人民共和国社会保险法》（以下简称社会保险法），制定本办法。

第二条 在中国境内就业的外国人，是指依法获得《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》等就业证件和外国人居留证件，以及持有《外国人永久居留证》，在中国境内合法就业的非中国国籍的人员。

第三条 在中国境内依法注册或者登记的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织（以下称用人单位）依法招用的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由用人单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

与境外雇主订立雇佣合同后，被派遣到在中国境内注册或者登记的分支机构、代表机构（以下称境内工作单位）工作的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由境内工作单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

第四条 用人单位招用外国人的，应当自办理就业证件之日起 30 日内为其办理社会保险登记。

受境外雇主派遣到境内工作单位工作的外国人，应当由境内工作单位按照前款规定为其办理社会保险登记。

依法办理外国人就业证件的机构，应当及时将外国人来华就业的相关信息通报当地社会保险经办机构。社会保险经办机构应当定期向相关机构查询外国人办理就业证件的情况。

第五条 参加社会保险的外国人，符合条件的，依法享受社会保险待遇。

在达到规定的领取养老金年龄前离境的，其社会保险个人账户予以保留，再次来中国就业的，缴费年限累计计算；经本人书面申请终止社会保险关系的，也可以将其社会保险个人账户储存额一次性支付给本人。

第六条 外国人死亡的，其社会保险个人账户余额可以依法继承。

第七条 在中国境外享受按月领取社会保险待遇的外国人，应当至少每年向负责支付其待遇的社会保险经办机构提供一次由中国驻外使、领馆出具的生存证明，或者由居住国有关机构公证、认证并经中国驻外使、领馆认证的生存证明。

外国人合法入境的，可以到社会保险经办机构自行证明其生存状况，不再提供前款规定的生存证明。

第八条 依法参加社会保险的外国人与用人单位或者境内工作单位因社会保险发生争议的，可以依法申请调解、仲裁、提起诉讼。用人单位或者境内工作单位侵害其社会保险权益的，外国人也可以要求社会保险行政部门或者社会保险费征收机构依法处理。

第九条 具有与中国签订社会保险双边或者多边协议国家国籍的人员在中国境内就业的，其参加社会保险的办法按照协议规定办理。

第十条 社会保险经办机构应当根据《外国人社会保障号码编制规则》，为外国人建立社会保障号码，并发放中华人民共和国社会保障卡。

第十一条 社会保险行政部门应当按照社会保险法的规定，对外国人参加社会保险的情况进行监督检查。用人单位或者境内工作单位未依法为招用的外国人办理社会保险登记或者未依法为其缴纳社会保险费的，按照社会保险法、《劳动保障监察条例》等法律、行政法规和有关规定处理。

用人单位招用未依法办理就业证件或者持有《外国人永久居留证》的外国人的，按照《外国人在中国就业管理规定》处理。

第十二条 本办法自 2011 年 10 月 15 日起施行。

附件：外国人社会保障号码编制规则（略）

人力资源和社会保障部**人社厅发[2011]113号****《关于做好在我国境内就业的外国人参加社会保险工作有关问题的通知》**

各省、自治区、直辖市人力资源和社会保障厅（局），新疆生产建设兵团劳动保障局：

根据《中华人民共和国社会保险法》和《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》（人社部令第16号，以下简称《暂行办法》）规定，现就做好在中国境内就业的外国人参加社会保险工作有关事宜通知如下：

一、依法将符合规定的外国人纳入参保范围

各地要严格执行社会保险法和《暂行办法》，于2011年12月31日前将符合条件的外国人纳入社会保险覆盖范围，督促用人单位和外国人按照现行法律法规参保并按时足额缴纳社会保险费。2011年10月15日之前已经在中国境内就业，且符合参保条件的外国人，统一从2011年10月15日起参保缴费。2011年10月15日至12月31日办理参保缴费手续的，免收其滞纳金。2012年1月1日之后办理参保缴费手续的，从2011年10月15日起收取滞纳金。2011年10月15日以后在中国境内就业的，从在中国境内就业开始之日起参保缴费。用人单位申报外国人的缴费基数，统一按人民币形式申报。各地要按照有关政策规定，做好社会保险费收缴以及个人权益记录等工作。

二、完善外国人社会保险登记办理程序

各地要完善社会保险登记办理程序，方便用人单位为聘雇的外国人办理参保登记手续。驻华代表机构、外国常驻新闻机构、外国企业常驻代表机构等单位办理社会保险登记手续时，应要求其提供由中国主管部门颁发的批准设立文件及由中国质量技术监督部门颁发的组织机构代码证书等证明文件。

对于首次参保的外国人，应要求用人单位提供其本人有效护照、《外国人就业证》或《外国专家证》、《外国常驻记者证》等就业证件（取得在中国永久居留资格的人员，应提供本人《外国人永久居留证》），以及劳动合同或派遣合同等证明材料，到用人单位参保所在地社保机构办理社会保险登记手续。经审核通过的，社保机构根据《外国人社会保障号码编制规则》，为其建立社会保障号码，发放社会保障卡。

具有与我国签订社会保险缴费双边或多边协议（或协定，以下简称协议）国家国籍的就业人员，在其依法获得在我国境内就业证件3个月内提供协议国出具参保证明的，应按协议规定免除其规定险种在规定期限内的缴费义务。对于依法获得在我国境内就业证件3个月后不能提供协议国出具的参保证明的，应按规定征收社会保险费并收取相应的滞纳金。对于协议之外的险种以及协议规定险种超过规定期限的，应要求其按规定缴纳社会保险费。

三. 明确外国人参保的相关政策

在我国就业的外国人领取养老保险待遇的年龄，原则上按照现行退休年龄政策的相关规定执行。

外国人在我国境内发生的生育保险费用，由生育保险基金支付，具体办法由各省、自治区、直辖市确定。

四. 优化和改进管理服务工作

各地要针对外国人参保的特点和具体情况，调整和优化业务经办规程和管理办法，改进管理服务方式。外国人就业较多的地区可印制外文版本的政策规定、办事指南等材料，方便用人单位和外国人办理参保和待遇核定等手续，并提供有中英文对照的社会保险权益记录；有条件的地区，可为外国人参保提供外语咨询服务。要统一调整相关用表（相关表格调整指标见附件），及时完善社会保险数据库，尽快在社会保险业务管理系统中实现外国人参保的业务办理。加强基础信息数据的采集与维护，保障参保人员信息的准确和安全。加快社会保障卡发放进度，方便外国人参保缴费和信息查询。建立外国人参保数据定期上报机制，支持查询和分析服务。

社保机构要加强与当地就业部门的业务联系，建立就业与社保信息交换共享机制，通过信息网络第一时间获取外国人就业信息，为督促聘雇外国人的用人单位和外国人办理参保手续提供基础信息。同时，要建立与外国专家局以及公安、文化、民政等部门的协作机制，实现部门间信息共享机制，及时掌握外国人入境、离境和在国内就业等情况。

建立部级外国人参保信息查询系统，各地社保机构可通过人力资源社会保障业务专网查询外国人办理《外国人就业证》、《外国专家证》和其他国家提供的为该国在中国就业人员出具的参保证明以及外国人在中国参保及社会保障号码等信息。

外国人参保数据上报、信息查询的具体内容和系统方案另行制定。

五. 加强工作调度和监督检查

各地要建立外国人参保工作的调度制度，按照规定的时间统一上报外国人参保工作进展情况，我部将定期进行通报。要加大对聘雇外国人的用人单位参保缴费情况的监督检查力度，建立经常性检查工作机制，对外国人就业相对集中的企业要进行重点检查，对拒不参保的，依法处理，确保社会保险法的真正落实。

做好在我国境内就业的外国人参加社会保险工作，事关我国法律实施的权威性和严肃性。各级人力资源社会保障部门要从政治和全局的角度予以高度重视，认真组织贯彻落实。要及时收集并重视网络和媒体舆情，坚持正确的舆论导向，通过电视、网络等媒体，运用多种形式，加强对外国人参保政策要点的宣传，公开参保缴费、待遇核定等经办程序，有条件的地区要到外国人就业相对较多的企业进行政策讲解，送政策上门，使参保单位和外国人能够及时准确了解相关政策内容，依法履行参保缴费义务。已经开展外国人

参保的地区，要按照社会保险法和《暂行办法》的规定，调整相关政策，做好政策和经办管理的衔接工作。
对工作中发现的问题要及时向人力资源社会保障部报告。

附件： 在中国境内就业的外国人参保涉及社会保险相关用表及调整指标

人力资源和社会保障部

二〇一一年十二月二日

附件:

在中国境内就业的外国人参保涉及社会保险相关用表及调整指标

一. 社会保险登记表

“单位类型”增加基金会、律师事务所、会计师事务所、驻华代表机构、外国常驻新闻机构、外国企业常驻代表机构。

二. 参保人员基本情况表

- (一) “姓名”: 对于外国人, 填写与有效护照一致的英文名字。
- (二) “国籍”调整为“国籍/地区”: 填写外国人所在国家或地区名称。
- (三) 填加“证件类型”: 外国人填写“护照”或“外国人永久居留证”。
- (四) 填加“证件号码”: 外国人填写居留证号码或护照号码。
- (五) “公民身份号码”调整为“社会保障号码”: 外国人为按照统一编码规则编制的社会保障号码。
- (六) 填加“就业证件类型”: 外国人填写《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》等有效就业证件。取得永久居留全的外国人, 本项为空。
- (七) 填加“就业证件登记时间”: 填写上述证件中签署的登记时间。

参保人员基本情况表中的民族、个人身份、用工形式、参加工作日期、视同缴费年限、实际缴费年限、从事特殊工种等项目, 外国人不填。

三. 基本养老保险参保缴费凭证

“户籍地”填写外国人所在国家或地区名称。

四. 基本养老保险关系转移接续信息表

“户籍地地址”填写外国人所在国家或地区名称。

五. 参保人员终止社会保险关系申请表

主要内容:

- (一) 参保人员基本情况: 个人编号、姓名、性别、社会保障号码、国籍或地区、单位编号、单位名称、终止关系年月。
- (二) 申请人须知: 主要告知政策依据、个人相关权益。
- (三) 个人申请: 主要内容有自愿申领养老保险个人账户储存额、清算医疗保险个人账户、终止社保关

系等。

- (四) 社保机构审核意见：明确是否符合办理条件（加盖公章）。
- (五) 说明：办理时需提供的材料、个人账户清单打印等情况。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。